

木更津市自転車駐車場指定管理者募集要項

木更津市自転車駐車場の指定管理者を次のとおり募集します。

記

1 木更津市自転車駐車場の施設の概要

- (1) 木更津駅東口第1自転車駐車場
 - ・ 所在地：富士見一丁目863番6
 - ・ 構造：鉄骨造平屋建
 - ・ 面積：416.52㎡
 - ・ 収容台数：615台〔バイク215台、自転車400台〕
- (2) 木更津駅東口第2自転車駐車場
 - ・ 所在地：富士見一丁目408番8
 - ・ 構造：鉄骨造2階建
 - ・ 面積：423.80㎡
 - ・ 収容台数：260台〔自転車のみ〕
- (3) 木更津駅東口第3自転車駐車場
 - ・ 所在地：富士見一丁目407番5
 - ・ 構造：鉄骨造2階建
 - ・ 面積：745.12㎡
 - ・ 収容台数：440台〔自転車のみ〕
- (4) 木更津駅東口第4自転車駐車場
 - ・ 所在地：大和一丁目11番2
 - ・ 構造：鉄骨造平屋建
 - ・ 面積：80.00㎡
 - ・ 収容台数：100台〔自転車のみ〕
- (5) 木更津駅東口第5自転車駐車場
 - ・ 所在地：富士見一丁目206番4
 - ・ 構造：鉄骨造平屋建
 - ・ 面積：60.98㎡
 - ・ 収容台数：180台〔自転車のみ〕
- (6) 木更津駅西口第1自転車駐車場
 - ・ 所在地：富士見一丁目193番5
 - ・ 構造：鉄骨造2階建
 - ・ 面積：646.98㎡
 - ・ 収容台数：510台
〔1階バイク30台、1階自転車170台、2階自転車310台〕

(7) 木更津駅西口第2自転車駐車場

- ・ 所在地：富士見一丁目193番7
- ・ 構造：鉄骨造2階建
- ・ 面積：261.90㎡
- ・ 収容台数：160台〔1階バイク70台、2階自転車90台〕

なお、2階については、各自転車駐車場等で放置されていた自転車を保管する場所として使用する。

(8) 岩根駅西口第1自転車駐車場

- ・ 所在地：岩根三丁目4611番8
- ・ 構造：鉄骨造2階建
- ・ 面積：922.88㎡
- ・ 収容台数：580台〔バイク25台・自転車555台〕

各自転車駐車場の位置については、別紙 位置図のとおり。

2 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までを予定しています。

3 指定管理料

ア 木更津市が指定管理者に対して支払う指定期間(3年間)の指定管理料の上限額は、62,057千円とします。

イ 木更津市が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料については、指定管理者に指定した団体が提案した収支計画書に基づき木更津市と指定管理者との間で協議し、協定書により定めた額とします。この指定管理料には、人件費、消耗品費、印刷製本費(一回利用登録票発行機のロール紙・年間登録関係書類を含む)、光熱水費、通信運搬費、手数料、委託費、修繕費(10万円/年)※、施設保険料、公租公課が含まれます。

但し、一回利用登録票発行機(券売機)のリース料、火災保険については市が直接支払うこととするため、指定管理料には含まれません。

※修繕費については、管理施設の大規模改修に要する経費及び1件10万円以上の修繕に要する経費については市が負担する。指定管理者が負担する修繕については、会計年度で10万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満とする。

ウ 年度協定により会計年度(4月1日から3月31日)毎の指定管理料を決定し、毎月支払いを行います。また、災害等の特別な場合を除き、原則として増額しません。

この額については、市が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税相当額が含まれたものですので、注意してください。

エ 木更津市の財政状況等により、指定管理料の金額が変更となる場合があります。

4 職員の駐車場について

管理対象施設に勤務する職員の駐車場については、応募者が用意するものとします。駐車場が用意できない場合のみ、利用者に支障のない範囲で、使用台数を本市に申告し、管理対象施設の一部に駐車することを認めます。ただし、使用料金(通勤用の自家用4輪自動車1台につき500円/月)は応募者が負担することとします。

5 指定管理者が行う業務

(1) 概要

指定管理者は、木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第7条に基づき、

施設の運営及び管理に係る業務を実施してください。

地方自治法、地方自治法施行令、木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例、木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則その他関係法令を遵守し、常に公共性の保持に努めていただきます。

(2) 業務の範囲

ア 自転車駐車場の利用手続き及び駐車料金の収受に関すること。

(地方自治法第231の2の3条による徴収事務の委託とし、管理対象施設において利用者から徴収する使用料は全て本市に納めていただきます。) イ 自転車駐車場の利用に伴う利用者への便宜の供与に関すること。

ウ 自転車駐車場の施設、附属施設及びその他の物品の維持管理及び安全の確保に関すること。

エ 自転車駐車場の管理に関し木更津市が必要と認めたこと。

(3) 自転車駐車場業務実施に係る標準的な条件

ア 供用時間

午前0時から午後12時までです。

イ 開所時間（整理時間）

別途仕様書による。

ウ 駐車場駐車料金

自転車等の区分	利用単位	居住区分	金 額	
			一 般	学 生
自転車	1回利用		100円	100円
	定期利用	市 内	2,500円	1,500円
自転車		市 外	3,000円	2,000円
原動機付自転車 及び自動二輪車	1回利用		200円	
	定期利用	市 内	3,500円	
		市 外	4,000円	

※ 学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校、専修学校及び各種学校に通学する学生をいう。

※ 「1回利用」とは、利用を開始してから継続して24時間以内の利用をいう。

※ 「定期利用」とは、4月1日から翌年3月31日までの1年間の利用とし、この間の定期利用に係る金額は、利用期間にかかわらず定期利用の金額を適用する。ただし、10月1日以降の利用登録にかかる定期利用の金額は、上記金額の2分の1の額とする。

※ この他、利用について疑義が生じた場合には、適宜市と協議を行うものとする。

(4) 管理人数

別途仕様書による。

(5) 施設設置への関与

木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例に基づき設置する公の施設であり、木更津市で整備しますので、実施設計等への参画はできません。

(6) 備品購入

管理運営上必要となる備品については、木更津市において設置します。

(7) 業務の再委託

別紙「木更津市自転車駐車場指定管理者に関する仕様書」にある指定管理者が行う業務の再委託については認められません。同仕様書以外の個別の業務の再委託については、事前に本市との協議が必要です。

6 指定管理者の公募及び選定スケジュール

指定管理者の公募から決定までのスケジュールは、概ね次のように予定しています。

	内 容	日 程
公 募	募集要項の配布	令和 7 年 7 月 1 日～ 8 日
	説明会の実施	令和 7 年 7 月 1 6 日
	公募内容に関する質問の受付	令和 7 年 7 月 1 6 日～ 7 月 2 2 日
	質問に対する回答	令和 7 年 7 月 2 3 日（予定）
	申請書等の受付	令和 7 年 7 月 2 3 日～ 8 月 6 日
選 定 手 続 等	指定管理者候補者選定委員会	令和 7 年 1 0 月上旬
公 募	指定管理者候補者の決定通知 （応募者全員に対する結果通知）	令和 7 年 1 0 月中旬
	指定管理者の指定議案の提案、議決	令和 7 年 1 2 月中旬
	指定管理者指定通知書の交付	令和 7 年 1 2 月
	指定管理者との協定締結	令和 8 年 1 月中旬～
	前任者からの引継ぎ	令和 8 年 3 月上旬

7 指定管理者の応募

(1) 応募資格

ア 本募集要項に示す指定期間中、安全で円滑に施設を維持管理及び運営することができる法人その他の団体であること。

なお、法人格の有無は問いませんが、個人で応募することはできません。

イ 複数の団体が連合体を結成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続きを行うこと。（他の法人等は構成員とする。）

ウ 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することはできません。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者。

(イ) 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けている者。

(ウ) 木更津市税、所得税又は法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼職禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会及び委員の兼業禁止）に該当する者。
- (オ) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者。
- (カ) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者。
- (キ) 次に示す暴力団排除措置事由に該当する者
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - ・役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ・役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ・役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (ク) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に適正に加入していないもの。
- (ケ) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けているもの（受けている場合は、必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みであること）

(2) 募集要項及び仕様書の配布

ア 配布場所

木更津市役所 市民協働部地域共生推進課くらし安心係
〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎
電話：0438-23-7492（直通）

イ 配布期間及び時間

令和7年7月1日（火）から7月8日（火）まで
（開庁日で午前8時30分から午後5時まで）

ウ 郵送等による配布

- ・郵送を希望する場合は、270円分の切手を貼った返信用封筒（角2サイズ以上）を同封の上、木更津市市民協働部地域共生推進課あてに請求ください。
- ・木更津市のホームページからもダウンロードできます。
- ・FAX、電子メール等による配布は行いません。

(3) 応募書類

応募書類は、次の表のとおりです。

連合体で応募する場合は、①、②、③、⑩、⑪以外の書類は、すべて構成員ごとに提出してください。

提出書類	提出部数
①指定管理者指定申請書（規則別記第１号様式）	正１部
②指定施設の管理に係る事業計画書（様式第２号） 各年度の事業計画について提案してください。	正１部・副１０部
③指定施設の管理に係る収支計画書（様式第３号） 各年度の収支計画について提案してください。	正１部・副１０部
④団体の経営状況を説明する書類 財務状況を明らかにすることができる書類であり、法人にあっては、決算書類（申請日の直近２事業年度の貸借対照表、損益計算書及び資産等の状況を示す書類）等であり、その他の団体にあっては、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去２ヵ年の収支決算書等である。	正１部・副１０部
⑤団体の組織及び概要を記載した書類 団体の組織、沿革その他の事業の概要を記載した書類	正１部・副１０部
⑥団体の役員名簿	正１部・副１０部
⑦団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類	正１部・副１０部
⑧団体役員表（様式第４号）	正１部・副１０部
⑨法人にあっては、当該法人の登記事項証明書	正１部・副１０部
⑩納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書各１ヵ年分	正１部・副１０部
⑪構成団体を記載した書類（様式第５号）	正１部・副１０部
⑫連合体協定書（様式第６号） 構成団体の役割分担等を明らかにし、連合体結成を証明できる書類	正１部・副１０部
⑬印鑑証明書 応募申込日前３ヵ月以内に発行されたもの	正１部・副１０部

(4) 応募書類の取扱い

ア 著作権

申請団体から提出された応募書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとする。

イ 特許権等

申請にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとする。

ウ 応募書類の返却

提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

エ 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

(5) 公募内容に関する質問

募集要項等の公募内容に係る質問は、次により行ってください。

ア 質問の方法

質問書（様式第7号）を持参するか、FAX または電子メールで送信してください。

イ 質問の受付期間

令和7年7月16日（水）午前11時00分から7月22日（火）午後5時（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けしません。）

ウ 質問の受付場所

木更津市役所 市民協働部地域共生推進課くらし安心係

〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎

電話：0438-23-7492（直通）

FAX：0438-25-3566

e-mail：kyosei@city.kisarazu.lg.jp

質問に対する回答は、窓口又は郵送での募集要項取得者全員及び回答先の通知のあった者に、令和7年7月23日頃に行う予定です。

(6) 説明会

ア 開催日及び開催場所

令和7年7月16日（水）午後2時00分から午後3時00分

木更津市役所 朝日庁舎会議室E

イ 参加申込み

参加を希望する団体等は、令和7年7月14日（月）までに、窓口または電話・FAXで申込みください。

(7) 現地見学会

現地見学会は、予定していません。申請予定団体自ら現地見学を行うことは可能ですが、職員等から直接説明を受けることはできません。

(8) 応募書類の提出

ア 応募期間

令和7年7月23日（水）から8月6日（水）まで（開庁日で午前8時30分から午後5時まで）

イ 受付窓口

木更津市役所 市民協働部地域共生推進課くらし安心係

〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎

電話：0438-23-7492（直通） 担当：吉田

ウ 提出方法等

応募書類は、受付窓口提出及び郵送に限ります。

また、提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めません。

ただし、木更津市が必要と認める場合は、応募書類以外の書類の提出を求める場合があります。

8 指定管理者候補者の選定等

(1) 選定の進め方

ア 指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による応募団体の審査

の結果、順位第1位となった者とします。審査に当たり、選定委員会が必要と認めたときは、応募団体に説明を求める場合があります。なお、審査の結果、基準に達する者がいないと認め該当者なしとする場合があります。

イ 選定委員会の審査結果に基づき、木更津市長が指定候補者を選定します。

ウ 申請者が現在指定管理として指定されているもの1社だけであった場合は、簡易審査とします。選定基準ごとに審査（評価）基準を参考に可否を判定し、その結果に基づき総合的に可と評価した委員が半数を超えた場合に、指定候補者とします。

(2) 審査内容

選定委員会における指定候補者の選定にあたっては、次の選定基準及び審査（評価）基準並びに配点ウエイトにより審査します。

選定基準 (条例規定事項)	審査（評価）基準	配点 ウエイト
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	10点
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	10点
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的と適合性について	4点
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	5点
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	4点
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	4点
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	5点
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	4点
	(7) 事業計画書の実現可能性について	4点
	(8) 指定管理料の相対的評価について	40点
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について	5点
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	5点
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等	5点
	(4) 団体の安定性、継続性について	10点
	(5) 団体の運営の透明性、公平性について	5点
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の適合性について	5点
	(7) 収支計画の実現可能性について	5点
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 社会的弱者への対応について	10点

合計点数		140 点

最低基準点（56 点）

(3) 選定結果

ア 選定結果は、申請団体全員に通知します。

イ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

(4) 木更津市議会の議決等

ア 木更津市は、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案（以下「指定議案」という。）を令和 7 年 1 2 月木更津市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決をうけるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

イ 次に掲げる場合であっても、指定候補者が木更津市自転車駐車場の管理運営を実施するために支出した全ての費用、提供したノウハウの対価等については、木更津市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。

(ア) 上記アの議案を木更津市議会が否決したとき。

(イ) 上記アの議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。

(ウ) 上記アただし書により、木更津市が指定候補者の選定を取り消したとき。

9 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、告示するとともに、当該指定候補者に「指定管理者指定通知書」により通知します。

(2) 指定管理者との協定締結

前記(1)の手続きの後、指定管理者は木更津市と協定を締結します。

(3) 協定内容

ア 事業計画書に関する事項。

イ 事業計画が達成されなかった場合の対応に関する事項

ウ 指定施設の利用料金に関する事項。

エ 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書に関する事項。

オ 市が支払う指定管理料に関する事項。

カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項。

キ 市による指示・指導に関する事項。

ク 指定施設の管理に関し、保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年 5 月 3 0 日法律第 5 7 号）第 2 条に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項。

ケ 指定施設の管理に関し、保有する情報の公開に関する事項。

コ 指定施設で事故が発生した場合の対応に関する事項

サ 指定管理者が変更となる場合の引継ぎに関する事項

シ モニタリングに関する事項

ス 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項。

1 0 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。

接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合にも取り消し）となることがあります。

(2) 虚偽の記載をした場合の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合には、辞退届を提出してください。

(4) 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

(5) 市内事業者等の参加機会拡大のための加点について

市内事業者等（※）の支援の観点から選定審査時に当該市内事業者等の総合計点の5%を加点することとします。

（※）木更津市内に本店又は契約権限を委任した営業所等を有する者

また、共同事業体を構成し、構成団体の代表の本社が市内にあることに加え、構成団体全部が市内に本社がある場合は総合計点の5%、それ以外は総合計点の4%を加点することとします。

なお、構成団体の代表の本社が市外にあり、構成団体のうちに市内に本社がある団体がある場合は総合計点の3%を加点することとします。

(6) 法人市民税の届出

指定管理を行う施設を事業所として、木更津市に法人市民税の法人届出書を提出してください。

(7) 地元雇用の促進

公の施設の管理にともない、本業務の雇用については、率先して木更津市民の雇用を図るものとします。

(8) 指定管理の取り消しを受けた場合の参画について

指定管理者の指定の取り消しを受けた場合には、当該施設の指定管理者として3年間参画することができません。

(9) 提出書類等については、木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号）に基づく情報公開請求の対象となります。ただし、条例に基づき、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報等に該当する場合は不開示情報とします。

1 1 木更津駅自転車駐車場の再整備に係る指定管理者の再指定について

木更津市自転車駐車場の指定管理期間中に木更津市自転車駐車場の再整備計画により、管理施設の増減等の業務範囲の大幅な業務変更が発生する可能性がございます。

業務範囲の大幅な業務変更が発生した場合、指定管理者再指定の手続き（募集、指定管理者候補者選定委員会による審議・選定、指定議案の上程、新たな債務負担の設定、基本協定等の変更等）をすることとありますので、申し込みの際には、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

1 2 添付資料

(1) 木更津市自転車駐車場指定管理者に関する仕様書

(2) 木更津市自転車駐車場の指定管理者制度に関するモニタリング実施方針

(3) 木更津市自転車駐車場指定管理者候補者選定評価表

1 3 問合せ先

木更津市役所 市民協働部地域共生推進課くらし安心係
〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎
電 話：0438-23-7492（直通）
F A X：0438-25-3566
e-mail：kyosei@city.kisarazu.lg.jp